「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する 検討会」報告書

2015年9月30日

防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会

目 次

「はじめ	・・		• •	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
第1章	防衛装備・	技術協	力の	戦略	各的	なこ	方金	<u> </u>														
(1)	防衛装備	技術	協力	の意	武義	, -	方金	+ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
(2)	国・地域	別の方	針•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
(3)	技術とい	う観点				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
(4)	装備シス	テムと	いう	観点	₹•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
第2章	防衛装備・	技術協	力の	態核	策と	政凡	存に	こよ	る	関	与.											
(1)	「装備シ	ステム	\mathcal{O}	移車	云 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
(2)	自衛隊が	所有す	る装	備占	コ の	移轉	妘•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
(3)	部品や構	成品等	の移	転(含む	ρラ	イ	セン	ノフ	マ生	三	医剖	品])	•	•	•	•	•	•	1	0
(4)	国際共同	開発・	生産			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
(5)	後方支援	に伴う	移転		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
第3章	防衛装備・	技術協	力を	実加	色す	る_	上て	(*O)	課	題	ع	対	広角	策								
(1)	提言の方	向性•	• •		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
(2)	情報収集	案件	形成		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
(3)	政府間の	枠組み	の構	築 •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
(4)	装備品の	開発・	生産	等。	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
(5)	移転に伴	う運用	情報	やも	支術	情载	報の)開	示	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(6)	自衛隊用	資器材	等の	提供	‡ •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(7)	移転事業	を実施	iする	企業	色の	事	業弱	境	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
(8)	安全性の	証明・			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
(9)	維持・整	備や教	育に	係る	5協	力		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
(10)	自衛隊所	有の装	備品	の供	共与.	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
(11)	デュアル	ユース	技術	~0	分対	応。	と模	後微	技	術	<i>(</i>)	管	理	•	•	•	•	•	•	•	2	0
付言 さ	らに検討を	進める	べき	課是	頁•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	2	2
「おわり」	[2]・・・・	• • •	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
防衛装備	・技術移転	に係る	諸課	題に	こ関	す	る梢	討	会	の:	構	成	員	•	•	•	•	•	•	•	2	4
防衛装備	・技術移転	に係る	諸課	題に	2関	する	る検	討	会	0)	経	過	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5

「はじめに」

政府は、2014年4月、防衛装備移転三原則を策定し、政府の厳格な管理の下、 防衛装備の移転ができるようになりました。防衛装備・技術協力は、同盟国や 友好国との相互運用性の向上や安全保障協力の強化について極めて重要な意義 を持っていると考えます。また、諸外国もこの新たな政策の重要性に対して大 きな関心を寄せており、防衛装備移転三原則の策定以降、様々なレベルにおい て防衛装備・技術協力に関する協議が進展し、協力枠組みや具体的な協力分野 の特定に向けた意見交換が行われていると承知しています。

防衛装備・技術協力は今後も進展していくものと考えますが、我が国はこれまで防衛装備の移転を基本的に行ってこなかったことから、実際の移転の際の具体的な仕組みが整備されていない状況です。また、多くの企業にとっては、防衛産業部門というのは極めて小さい部門であるため、たとえ民間企業に移転を許可したとしても、防衛装備の移転を行うことによる民間産業部門へのレピュテーションを心配する企業もあると考えます。このため、日本の安全保障に資する場合の移転については国としてしっかりと仕組みを整えて対応する必要があると考えます。

この点、2014 年 6 月に策定された防衛生産・技術基盤戦略においては、「防衛装備品の移転に際しては、移転に際しての相手国政府から提示される条件等との調整や防衛装備品の運用に係る教育・訓練や維持・整備等について、防衛省が保有する情報等を相手国や関連事業者へ移転することも必要となる場合もあることから、移転する防衛装備品のライフサイクルを通じて、政府の関与と管理の下、円滑に協力を進めるための体制・仕組みについて検討を行なう」ことされています。

また、「企業による防衛装備品の海外移転等の防衛生産・技術基盤の維持・ 強化に資する取組に対する財政投融資などを活用した支援策についても今後検 討の上、必要な措置を講じる」こととされていますが、こうした分野について は、防衛省内にも十分な知見や経験がないと認識しています。同様に、防衛装 備移転三原則が策定されるまで、防衛装備品の移転が原則禁止であったため、 民間企業にも充分な知見や経験がないと認識しています。

一方、防衛装備・技術移転を進める上では、IOTやナノ技術の進展、また、 さらにスマート化、無人化といったトレンドを踏まえた次世代の装備品の技術 開発、デュアルユース技術の発掘と取り込みや機微技術の管理、産学官の協力などが重要となります。これに加え、安全保障上の観点から我が国の技術動向を見る、また外国の技術動向を俯瞰することが重要であり、こうした能力を持ち、情報を収集分析し、技術戦略を組み立てることができる人材を育てていくことが重要となります。

このような理由から、防衛省経理装備局長から我々外部有識者に対する諮問がなされ、防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会が設置されたものと認識しています。また、防衛装備庁の設置を控えており、こうした分野について検討を行うことは非常に時宜を得たものと考えます。

本検討会は、2014年12月以降、7回開催され、防衛装備・技術協力の現状と 課題、技術管理、デュアルユース技術の取扱い、諸外国の事例などについて政 府や企業などからヒアリングを行うとともに、委員からもそれぞれの専門分野 からの意見を頂き、議論を交わしました。本報告書は、その議論を集約して、 防衛装備・技術移転に係る課題と対応策について提言をとりまとめたものです。

防衛装備・技術協力については、幅広い課題が存在します。また、現在進行中の協力案件を具体化し、協力案件が積み重ねられていく中で、新たな課題が発見され、更なる対応が求められる分野であると考えます。まさに、歩きながら考えるしかない分野といえます。そこで、本報告書では、諸外国との防衛装備・技術協力の現状、諸外国の事例や防衛装備庁の設置などを踏まえ、現時点での現実的な対応について提言しています。これに加えて、防衛装備・技術協力の進展によって将来的に生ずる可能性がある課題についても、報告書の最後に「さらに検討を進めるべき課題」として付言するという中間報告の形をとっております。

防衛装備・技術協力の進展は、安全保障政策との関係で極めて重要な意義を有しています。本報告書が、この分野での政府の政策立案の資となり、防衛装備・技術協力を適切な形で進展させ、我が国及び国民の安全保障に資することを切に願います。

防衛装備・技術協力に係る諸課題に関する検討会 座 長 白 石 隆

第1章 防衛装備・技術協力の戦略的な方針

(1) 防衛装備・技術協力の意義、方針

我が国が諸外国と行う防衛装備・技術協力については、国際社会の平和と安全への一層積極的な貢献、同盟国や友好国との安全保障・防衛協力の強化に伴う良好な安全保障環境の構築や相互運用性の向上に加えて、先進技術の獲得や防衛生産・技術基盤の維持・強化といった多様な意義や効果があると考える。このため、防衛装備・技術協力は単に相手国のニーズによる受け身的な対応だけではなく、能動的かつ戦略的に計画、調整し、実施の可否を検討する必要がある。

そのため、まずは、防衛装備・技術協力において、当面、我が国が特に重視すべき国や地域とその検討の方向性について、防衛装備・技術協力の現状を踏まえつつ、我が国の安全保障政策や外交政策の基本的な方針との整合性を確保する必要があり、これを前提として、現実的かつ具体的な課題や対応について検討していく必要がある。

また、防衛装備・技術協力を円滑に実施するためには我が国防衛技術に係る 施策との整合性や装備システムの移転という観点からの協力の意義について も留意する必要がある。

その際、防衛生産・技術基盤は民間企業に依存していることから、民間企業 からの協力を得るべく、民間企業の予見可能性を高めるという点にも配慮が必 要である。

なお、防衛装備(技術を含む)については2014年4月に策定された防衛装備移転三原則における厳格な審査のもとに移転が認められ得るか審査されるべきことは当然であるし、本報告書における記述もそれを前提としている。

(2) 国・地域別の方針

2013 年 12 月に政府が策定した国家安全保障戦略などの既存の政策文書や、本検討会において政府から聴取した諸外国との防衛装備・技術協力の現状を踏まえれば、以下のような国・地域別の方針が現段階としては妥当であると考え

られる。

このため、本検討会においては、以下のような認識を前提として、第3章以下において具体的な提言を行うこととしたい。なお、この方針については、今後の防衛装備・技術協力などの進展によって変化しうる暫定的なものとならざるを得ないものと考えている。

① 米国

我が国自身の平和と安全を確保し、またアジア太平洋地域の安定を確保するため、2015年4月に策定された新たな「日米防衛協力のための指針」の内容も踏まえ、同盟国である米国との間で

- 装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び 役務の相互提供において協力する。
- 相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化 する。
- 効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、相互 防衛調達を促進する。
- 防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。 といった防衛装備・技術協力を引き続き優先して実施する必要がある。

② 豪州、インド、ASEAN諸国

我が国は海洋国家として、海における「法の支配の三原則」を提唱するなど、 航行・上空飛行の自由や紛争の平和的解決といった基本的な秩序に支えられた 「開かれ安定した海洋」を必要としている。

このため、米国に次ぐ安全保障協力関係を有しており、地域の重要なパートナーである豪州や、我が国シーレーンの要衝に位置するASEAN諸国、世界最大となることが見込まれている人口を擁し我が国シーレーンの中央に位置するインドに対して、周辺海域の海洋安全保障に資する防衛装備・技術協力や、災害分野やテロ対策など非伝統的な安全保障分野における防衛装備・技術協力を始めとして、協力関係を深化させる必要がある。

特に、豪州とは防衛装備・技術協力を推進していくことに加えて、日米豪3カ国での協力可能性も検討していく必要がある。また、ASEAN諸国については、開発協力や自衛隊による能力構築支援とも連携して協力を行うことも検討する必要がある。

③ 英国や仏国等の欧州先進国等

我が国の防衛生産・技術基盤を高いレベルで維持すべく、我が国と普遍的価値を共有、高い技術力を有する欧州先進国等とも共同研究・開発等をはじめとして装備・技術協力を着実に実施する必要がある。

特に、米国と緊密な関係を有する英国や世界第2位の排他的経済水域(EEZ)を擁し、太平洋地域にも拠点を有する仏国との間で、装備品移転協定に基づく装備・技術協力を含む安全保障分野における協力を進めることは重要である。

④ 中東、新興国その他の国々

①~③に掲げる国・地域に関する防衛装備・技術協力を優先しつつ、防衛装備・技術に係る国際的な動向を探り、国際社会の平和と安定への貢献などの意義・効果を踏まえ、幅広く防衛装備・技術協力の可能性について対話、情報収集を行う必要がある。

資源・エネルギーの多くを依存している中東地域の安定は不可欠であり、安全保障政策の全体像の中で、防衛装備・技術分野でどのような貢献が可能か模索する必要がある。また、ブラジル、南アフリカといった新興国については、安全保障上の意義を踏まえながら、国際経済のみならず、国際政治においてもその影響力を増しつつあることを考慮に入れる必要がある。

なお、本提言で個別に国名が記載されていない国・地域から防衛装備・技術協力の要請があった場合には、その内容と防衛装備・技術協力を行った場合に得られる効果などに鑑み、我が国の安全保障政策や外交政策との関係を踏まえた上で、対応の可否を検討すべきである。

⑤ 国際平和への貢献

他方、これまで国連平和維持活動等の場面において、施設器材を現地政府や 国連に供与するなどの防衛装備・技術協力を実施してきており、今後も国際協 調主義に基づく積極的平和主義の立場から、防衛装備協力を通じた平和貢献や 国際協力の積極的推進を図っていくべきである。

こうした協力を進めて行くにあたっては、平和国家としての基本理念に基づき、我が国外交安全保障政策との整合性を確認しながら、関係省庁の緊密な連携の下、慎重に進めていくことが必要である。

(3) 技術という観点

今後、能動的に防衛装備・技術協力を推進するためには、その取り組みが防衛生産・技術基盤の維持、育成に資する我が国の国益に合致したものであるべきであり、我が国の技術を「強み」と「弱み」の観点から俯瞰し、先進技術基盤の育成・維持や技術保全の側面を踏まえ戦略的に対応する必要がある。

また、将来的に防衛装備品の機能・性能を向上させるために必要とされる技術については、共同研究・開発を選択肢に含め、中長期的な研究開発の方向性を定める将来装備ビジョンの策定を通じて検討を行っていく必要がある。

各国との防衛装備・技術協力の推進にあたっては、災害救援、人道支援、テロ対策、海賊対処等、非伝統的安全保障の分野や汎用品も含めて協力の対象を広く捉えていくことが重要である。民生技術は高度化、高性能化しており、将来の装備品の重要な構成要素となり得るデュアルユース技術を特定するとともに、特定された技術の機微性を関係省庁が緊密に連携して評価し、輸出管理レジームへの関与等を通じて適切に管理することが重要である。

我が国独自にナノ技術、材料、センサ、自律化、ネットワーク化等の最先端分野の研究を推進することは日本の科学技術イノベーションにとって極めて重要である。一方、諸外国の中には、これらの先進技術分野において優れた技術を有する国もあり、これらの国々との国際共同研究・開発といった様々な国際協力の機会は、より有効な将来の防衛装備・技術協力の推進や我が国の技術基盤の育成にも繋がることとなると考える。

また、民生分野での発展や波及効果があまり期待できないような防衛技術に 特化した分野に関しても、国際共同研究・開発を通じて、我が国の防衛技術基 盤の効果的な維持・強化を図ることも重要である。

(4) 「装備システム」という観点

米国、英国、仏国といった国において航空機等の主要な装備品を移転する事例では、供与国が移転先国に対して装備品そのものを移転するだけではなく、維持・整備や運用方法の教育を含めてパッケージで協力を実施するケースが多い。つまり、モノ(装備品)の移転だけではなく、装備品の運用や維持・整備

までを含めたパッケージである「装備システム」として移転するという考え方である。

この「装備システム」の移転については、移転先国の要望に応えることで、よりスムーズに装備品を移転できるという効果だけではなく、相手国軍に対する教育訓練や維持整備に係る協力を通じて、長期的なパートナーシップを構築できるというメリットがある。

我が国はこれまでこのような「装備システム」の移転を実施した実績はないが、我が国政府と企業はそれを実施できる潜在的能力を有していると考えられる。今後、我が国の安全保障に資するという観点から効果的に防衛装備・技術協力を実施する上では、「装備システム」の移転に対応できるようにすることが必要である。

将来的に、装備品の運用方法も含めた新たなコンセプトを我が国が提案できるようになれば、より我が国の安全保障に資する形で、防衛装備・技術協力を効果的に実施できると考えられる。そのためには、安全保障・防衛分野における官民の情報共有や連携が重要となる。

第2章 防衛装備・技術協力の態様と政府による関与

防衛装備・技術協力については、(1)「装備システム」の移転、(2)自衛隊が所有する装備品の移転、(3)部品や構成品等の移転(含むライセンス生産部品)、(4)国際共同開発・生産、(5)後方支援に伴う移転など、様々な態様が存在し、政府の関与の在り方についても様態により様々である。

(1) 「装備システム」の移転

今後の防衛装備・技術協力においては、例えばインドと政府間交渉を実施しているUS-2の移転に代表されるように、「装備システム」を移転(相手国でのライセンス生産を含む)するケースが想定される。

我が国で開発・生産したものと同等の装備品が相手国内で運用されることとなるため、安全保障、外交上のインパクトは他の移転態様と比較して大きく、

また事業規模も大規模なものとなることが多い。このため、欧米諸国の航空機 移転の例のように、政府が主導的な役割を果たし、国家的なプロジェクトとし て実施される例も多い。

また、装備システムを移転する場合、当該装備品の維持・整備や運用方法の 教育等、幅広い協力がパッケージとして提供されるケースが多いことから、他 の移転の熊様と比較して、解決すべき課題が多く含まれている。

このため、官民が連携して「装備システム」の移転を円滑に実施できる体制 や、当該体制において民間企業への政府としての適切な関与の体制を整えるこ とが、今後、防衛装備・技術協力を実施する上で極めて重要である。

(2) 自衛隊が所有する装備品の移転

次に、我が国が保有している装備品について供与するケースが想定される。ハイチ国連平和維持活動撤収時の施設器材供与のように平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合の移転については実施した事例がある。一方、今後は、我が国の安全保障に資する場合に、例えばASEAN諸国等における能力構築支援の観点から自衛隊の所有する装備品について供与するケースが想定される。またこのような場合には、上記(1)と同様に、「装備システム」として維持・整備や運用方法の教育についてもパッケージで移転することが求められる可能性もある。

(3) 部品や構成品等の移転(含むライセンス生産部品)

我が国企業は部品や素材などの分野において、相対的に強みを有しており、 我が国企業が、情報通信システムや装備品を構成する一部の部品や素材、構成 品、サブシステムなどを海外に移転するケースも想定される。

こういった部品等の移転については、例えばレーダー等の増幅器に利用されるパワー半導体の移転といった先端技術に基づく汎用品の移転から、PAC-2シーカージャイロやF-35の部品のように、我が国企業が米国企業からライセンス等を受けて生産している部品について移転が求められるケースもある。

(4) 国際共同開発・生産

装備品の高度化、複雑化、高価格化に対応するため、装備品の国際共同開発・生産が行われる機会が多くなっている。国際共同開発を実施することで、各国が保有する先端技術や設備、資金を持ち寄り、相互に補完し合い、優れた装備品をリスクや開発・生産コストを分担しつつ開発することができる。

また、参加国間の相互依存が高まることで同盟・協力関係が強化され、相互 運用性の向上にも寄与するとともに、より高い技術を保有する国と組めば、そ の技術を取り込むことで、国内技術の向上が見込まれるメリットも期待できる。

一方、事業管理や国家間の調整に多大な調整コストが必要となるリスクがある。国際共同開発・生産の態様としては、政府間プロジェクトとして実施されるケースもあれば、部品や素材のレベルで我が国企業がプロジェクトの一部に参画するケースもある。また、F-35の開発のように多数の国が参加するケースもあれば、SM-3ブロック IIAの日米共同開発のように、2国間で実施されるケースもある。なお、空自F-2戦闘機の後継機は、国際共同開発の可能性も含め、開発を選択肢とできるよう検討中であり、あらゆる視点から最も効率的な形態の検討が必要である。

(5) 後方支援に伴う移転

共通装備品を運用する米国その他の友好国との間における、後方支援面の連携も防衛装備・技術協力の一つの態様である。例えば、在日米軍と自衛隊のF - 35やオスプレイ等の装備品について共通の整備基盤を我が国企業が提供することで、相互運用性の一層の向上等安全保障上の意義のみでなくスケールメリット等を活かしたより効率的な維持・整備が実施できるようになる。

第3章 防衛装備・技術協力を実施する上での課題と対応策

(1)提言の方向性

上述のように、一口に防衛装備・技術協力といっても移転の態様は様々であ

るし、移転案件の背景や安全保障政策上の重要性も案件によって様々である。 欧米諸国による航空機移転の例をみると、安全保障上意義があると考えられ、 政府が国策として実施したい案件については、相手国との交渉も政府が中心と なり、政府の企業への関与についても、より手厚いものとなっている。

我が国においても、安全保障政策の面から優先度の高い防衛装備・技術協力については、防衛生産・技術基盤を有する民間企業の協力がなくては実施困難であることを前提に、様々な事業リスクや相手国からの要望などを勘案して、政府としてどのように主体的に関与することが必要かという視点が必要となる。

また、従前、武器輸出三原則等のもと、防衛装備・技術の移転は原則禁止されていたため、政府や防衛関連産業において、移転の実施に必要となるノウハウが蓄積されていない。一方、諸外国においては、移転した装備品に対する軍による維持・整備や教育訓練に係る協力、公的金融の活用などが行われている。このため、日本はいわば装備品を巡る国際的なコミュニティに遅れて参加しているような状況であることに留意する必要がある。

米国においては、民間企業が相手先国に販売するDCS (Direct Commercial Sales)の他に、輸出する防衛装備品を政府が買い上げて他国と直接契約し、移転をするFMS (Foreign Military Sales)制度があるが、同制度を運用するためには、膨大な人員・予算が必要とされる。また、FMS制度は自国としての所要に他国からの所要を加え多種・多量に渡る調達要望があることを前提に制度設計されており、我が国と状況が異なる。このため、この制度をそのまま我が国で実施することは予算や人員面も含め困難である。

一方、米国以外の国(欧州諸国や韓国等)においては、FMSのような制度は有していないが、航空機の輸出等の主要な装備品の移転の際には、相手国との交渉においては、民間企業と密に連携しながら、政府が中心となって交渉し、官民が軌を一にして対応を行っている。例えば、政府は金融面や相手国要員に対する教育等における協力を実施している。

この報告書においては、政府が契約当事者とはならないまでも、どのような 形で移転に関与することが効果的かつ適切かという観点から提言を行いたい。 なお、工廠を有していない我が国において、民間企業の協力が防衛装備・技術 協力にとって不可欠であることから、民間企業の事業性確保に留意する必要が ある。

また、本年度中に防衛装備庁が設置され、防衛省の所掌事務として「所掌事務に係る国際協力に関すること」が追加されるとともに、防衛装備分野における諸外国との防衛装備・技術協力に関する調整や機微技術の管理を行う体制が強化されることとなる。

本章においては、第1章で確認した国・地域別の方針や防衛装備庁の新設も踏まえ、まずは、豪州との潜水艦協力やインドに対するUS-2の移転など、協力の様態が「装備システム」の移転となる場合であり、我が国の安全保障に資する場合であって、安全保障政策的な意義の大きい装備・技術協力を実現するに際して政府としてどのような関与や施策が必要かという観点から提言を行いたい。

加えて、デュアルユース技術を中心として民・民 (B to B) での協力が進展する可能性も考えられる。こうした協力は、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化にもつながることから重要である。本報告書では、こうした協力を行う上で必要となる機微技術の管理や、また防衛装備品の能力向上に資することとなるデュアルユース技術の特定についても提言を行いたい。

(2)情報収集・案件形成

防衛装備移転三原則の策定以降、各国との装備・技術協力に係る意見交換を 行う機会が急増しており、案件の具体化に向けて、幅広い国、地域にかかる情報の収集・分析が必要な状況となっている。

防衛装備・技術協力を実施するためには、当該協力が我が国の安全保障上どのような意義・効果を持ち得るかについて適切に評価する必要がある。また、民間企業が「安全保障に資する」かについて判断をすることは不可能であり、政府による多面的な情報の収集・分析が不可欠である。さらに、能動的に防衛装備・技術協力を推進するためには候補国の脅威認識、同国を取り巻く地域国際情勢、同国の輸出管理体制、国防体制、防衛構想、装備体系、産業戦略、技術戦略等の様々な要素を長期的かつ包括的に情報収集し蓄積する必要がある。

- 外務省を始めとする関係省庁と防衛省において、候補国に係る分析を的確に行い、一貫した対応方針の下で防衛装備・技術協力を実施していく必要がある。その際、本省の防衛政策局等と防衛装備庁は一体となって関係省庁と緊密に連携する必要がある。
- 防衛装備庁において、防衛装備・技術協力に係る情報を収集・分析・整理する体制やキャリアパスを整備する必要がある。また、専門的知識を持つ者を海外に長期派遣し、海外の企業や政府とコミュニケーションを可能とするとともに、国内では得ることのできない装備や技術に関する情報やニーズを継続的に収集することも検討する必要がある。加えて、必要に応じて公開情報の収集・整理にはアウトソーシングを活用することも有効であると考える。
- 安全保障に資する協力案件の形成や企業の防衛装備・技術協力に係る情報の収集を支援するとともに、我が国の装備品に係る情報を発信するため、防衛装備庁が民間企業(中小企業を含めたサプライヤー企業含む)の装備展示会(海外・国内)についての情報提供や出展支援を行う必要がある。

(3) 政府間の枠組みの構築

企業に予見可能性を持たせる上で、今後どのような国と防衛装備・技術協力 を実施していくべきか明示する必要がある。また、防衛装備・技術移転につい て、企業単独で相手国企業や政府と調整を行うことは、多種多様なリスクがあ り困難な場合がある。防衛装備品の移転に際しては、移転先国から移転先国内 での製造等のオフセット提案がなされる場合がある。

- 今後も防衛装備・技術協力の進展が見込まれる国とは防衛装備移転や情報 保護のための枠組みを構築する必要がある。
- 相手国政府からの国内生産の要求等の有無を事前に把握し、その対応を含め、政府間において交渉・調整を行う必要がある。具体的には、例えば、ライセンス生産等の技術移転を求められた場合などについて、現地におけるジョイントベンチャー企業の立ち上げについて、政府が情報収集面で関与を行

う等の側面支援も必要となる。

- 相手国の国内産業政策との関係で、円滑に防衛装備・技術協力が実施できないケースが想定される。このため、例えば米国との間では、相互の防衛装備品調達に係る手続きの透明性の確保及び調達手続きの円滑化を目的とした相互防衛調達のための法的枠組みの構築を早期に行う必要がある。
- 相手国の技術輸出入規制へ適切に対応する必要があることから、防衛装備 庁における体制を強化しつつ、外務省を始めとする関係省庁等と密接に連携 する必要がある。

(4) 装備品の開発・生産等

我が国の装備品は従来、自衛隊による所要を前提に開発され、取得数量も限られていることなどから、一般に他国の装備品に比して高価格である。また、将来の移転を念頭に置いた開発とは必ずしもなっていない。

- 防衛省が新たな装備品を開発する際には、自衛隊の運用上の要求性能を満たすことが大前提であるが、それを確保した上で将来の防衛装備・技術協力や、場合によっては、UH—Xで行われているように、民間機としての活用や移転も念頭においた開発を視野に入れる必要がある。その際、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化(製造ラインの効率化等)といった観点についても念頭におく必要がある。また、開発においては、移転先国の要求性能に応じたダウングレードについても念頭に置く必要がある。
- 国際共同開発・生産の可能性も踏まえながら、自衛隊の運用上の要求性能 を満たす最適な装備品開発を行うため、防衛装備庁で行われる幅広い取得手 段に対する比較検討(コスト評価、技術リスク評価等)といった考え方を事 業管理に積極的に取り入れる必要がある。
- 近年の国際共同開発・生産が、多国間で行われる場合が多くなっていることに鑑み、そのような装備品開発の多国間コンソーシアムに日本が参画することを推進するとともに、その際の課題について検討する必要がある。

- 移転する防衛装備品の中には、他国の輸出規制品が含まれている可能性があるため、装備移転の際には、第三国移転のための調整や自国部品といった代替品への変更等の検討をする必要がある。また、今後の装備・技術協力を円滑に実施するため、装備品の中核となる部品について、デュアルユース技術を活用しつつ、自国で準備していくことも検討する必要がある。
- SM-3ブロック II Aのように、他国と共同開発した装備品については、 開発の際の分担部分を生産においても担当することが必須であり、品質確保 やコスト削減に留意しつつ、共同生産の準備を確実に進める必要がある。

(5) 移転に伴う運用情報や技術情報の開示

装備品の移転に際し、移転先国から当該装備品の運用情報、技術情報について開示を求められることが想定される。また、国際共同開発・生産を進めていくにあたっては、相手国の運用情報など秘匿性の高い情報の接受が必要となることも想定される。

このため、以下のような対応が必要ではないかと考える。

- 運用情報や技術情報の開示範囲について、防衛装備庁が各幕等からの適切な協力を得て対応する必要がある。また、航空機の民間転用以外の場合やその他の防衛装備品に係る技術について、国が保有する技術資料の利用料の在り方について制度設計を進める必要がある。
- 知的財産の帰属を明確にするとともに、その取扱い等について、個々のケースについて防衛装備庁を中心に検討が必要である。
- 特に、自衛隊の現有装備や将来装備ではなく、相手国での装備化を前提と した国際共同開発・生産の場合における秘匿性の高い情報の提供・接受の適 切な枠組みや体制を整備する必要がある。

(6) 自衛隊用資器材等の提供

契約企業が国からの初度費によって整備された資器材等を防衛装備・技術協力に使用する場合が想定される。

このため、以下のような対応が必要ではないかと考える。

○ 諸外国では政策的観点から企業からの費用徴収を免除しているケースも あることから、我が国においても安全保障上の意義が高い案件について円滑 に協力を実施する観点から、費用徴収の考え方について整理する必要がある。

(7) 移転事業を実施する企業の事業環境整備

公的輸出信用については、武器輸出三原則等の下で防衛装備に公的輸出信用を付与すべき海外移転案件がなかったことから、防衛装備品の移転には適用された事例はない。一方、諸外国では防衛装備の移転についても公的輸出信用機関からの融資や貿易保険が活用されている例が確認されている。

また、我が国の防衛産業は欧米のように統合が進んでおらず、航空機製造などにおいて、分散した複数の製造分担企業が存在し、プライム企業が必ずしも統一的なコントロールができるとは限らない場合がある。このため、海外へ移転する装備品の製造を行う際に、プライム企業のみで適切な製造体制を構築するのが困難な場合がある。

さらに、これまで、武器製造業等に対する対外直接投資については、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出制がとられているが、昭和52年の総理答弁においては武器輸出三原則の精神にもとるような投資は厳に抑制することとされてきている。

一方、例えば、移転先国が装備品購入の条件として、移転先国内での装備品 製造や維持整備等を求めてくるケースも想定され、そのような場合には、日本 企業と移転先国企業がジョイントベンチャーを立ち上げ事業を行うことも想 定される。

- 防衛装備移転三原則の審査において移転が認められ得るとされた防衛装備品の移転に関しては、防衛装備品の移転への公的金融の活用について、政府としての方針を踏まえて検討する必要がある。
- プライム企業が海外への装備品の移転に適切に対応できるよう、政府の一定かつ適切な関与の下、製造分担企業やサプライヤーも含めて緊密に連携・協力する体制を構築する必要がある。
- 防衛装備移転三原則が策定された現在、同原則に基づいて移転が認められ得るとされた防衛装備・技術協力に係る対外直接投資についても移転先国内での装備品製造やその維持整備等の範囲において実施できるよう検討する必要がある。
- また、現地におけるジョイントベンチャーの立ち上げについて、政府が 情報収集面で関与を行う等の側面支援を行う必要がある。

(8) 安全性の証明

我が国が開発した航空機を海外移転する場合、海外移転機について、移転先 国から安全性証明や、移転先国が安全性評価を行う際の協力を求められる可能 性がある。また、防衛省が海外から航空機を導入する場合も、相手国の軍当局 が発効する安全性証明を確認するとともに、安全性に関する技術資料等の提供 を求めており、今後、同様の要求が移転先国から防衛省に行われることが見込 まれる。

こうした中、防衛省においては、現在、防衛省が開発した航空機について、 防衛大臣が航空機の安全性の確保のために必要な事項を定め、自衛隊への導入 を前提として内局、技術研究本部や各幕僚監部等の関係機関において、技術基 準への適合の確認を行っているところであるが、外国政府等へ納入する海外移 転機について、安全性の証明等を行う体制が整っていない。

なお、航空機の安全性に関する意識の高まりから、米軍を始め諸外国軍は安全性審査体制を確立しており、また、各国の軍当局間で安全性証明の相互承認を行っている場合もある。

このため、以下のような対応が必要ではないかと考える。

- 防衛装備庁に、海外移転機の安全性の証明等の業務にも対応できる組織を 設置する必要がある。将来的には、防衛省においても、国際標準に適合した 安全性審査体制の整備を進めていく必要がある。
- 併せて、自衛隊法等で適用除外とされている法令の取扱について検討する 必要がある。
- なお、船舶の移転においては、製造者責任を担保するための保険加入など の方策やコストへの影響について事前に検討しておく必要がある。

(9)維持・整備や教育に係る協力

移転先国から、移転した装備品についての維持・整備や、運用方法に係る教育について何らか協力を求められる可能性がある。諸外国においては、移転元の政府が何らかの協力を移転先国に実施するケースが多い。更に、フランスでは軍OBを雇用し、他国に対して装備品の維持・整備や教育訓練サービスの提供を行う企業があると承知している。

- 移転する装備品の維持・整備、教育については、移転を行う企業が相手国をサポートすることが基本であるが、企業では実施しえない部分については、 (能力構築支援事業との連携を含む)自衛隊による可能な範囲内での協力について検討が必要である。
- 自衛隊の要員は自隊整備の実施に必要な範囲で措置されており、当該協力 を実施する人員を恒常的に確保することは困難であることから、外部機関へ の委託や自衛隊OBの活用も含めた幅広い検討が必要である。
- その際、協力のために派遣される要員の地位や身分について、必要に応じ 政府が移転先国政府と協議する必要がある。

(10) 自衛隊所有の装備品の供与

これまで自衛隊はPKO等の場面において、個別の法的根拠に基づき相手国政府等の要望に応じて中古装備品の譲渡を行っている。一方、ASEAN等から海洋安全保障に資する装備品の提供を求められた場合等、我が国安全保障に資する場合であっても、現状では、財政法第9条との関係で、適正な対価で売り払うことが必要であり、無償又は低価で装備品を譲渡することは基本的にできない。

また、たとえ自衛隊が不用の決定をして、自衛隊として使用しないこととした装備品であっても無償又は低価で譲渡することはできない。一方、諸外国においては、安全保障協力を推進するために、政府保有の装備品を他国に無償で供与する例もあると承知している。

なお、防衛装備移転三原則に基づいて、我が国の安全保障に資する場合に移転できる装備品は防衛装備移転三原則の運用指針において、海洋安全保障の観点から、救難、輸送、警戒、監視及び掃海の分野に限定されている。

このため、以下のような対応が必要ではないかと考える。

- 不用となった中古装備品、部品について、能力構築支援に必要なものも含めて相手国のニーズに応じて無償又は低価で移転することを可能とする制度を整備する必要がある。
- 今後、テロ対策や災害対策、人道支援等、非伝統的安全保障分野における協力を念頭に、ASEAN諸国等からの具体的要望を踏まえ、安全保障上の意義を整理し、上述した現行の運用指針にある類型について適宜見直し、協力を積極的に推進する必要がある。

(11) デュアルユース技術への対応と機微技術の管理

民生技術が急速に高度化・高性能化しており、スピンオフ及びスピンオンにより防衛技術と民生技術のボーダーレス化が進展している。複合材料やセンサ技術など、先進的技術については我が国が強みを有しており、デュアルユース技術も含めた我が国の優位性を把握しつつ、適切な範囲での移転を行うことが、

海外競争力の確保や防衛生産・技術基盤の強化のためにも重要である。また、 科学技術の進展に伴い、防衛装備に適用可能な技術範囲が広がりつつある現状 を踏まえると、これらを特定し育成する必要がある。

一方、防衛装備・技術協力の進展・拡大に伴い、我が国として安全保障上重要な防衛技術や産業政策上重要な技術が意図しない形で流出する懸念がある。また、我が国の民生技術を懸念国が軍事転用することにより、装備品の能力を向上させ、我が国の相対的な防衛能力の低下を招くおそれがある。

- 諸外国の技術レベルを踏まえ、我が国が管理すべき防衛関連技術やデュアルユース技術を概定し、防衛装備品の能力向上に資するデュアルユース技術の特定やデュアルユース技術の機微性を迅速に評価できる体制を構築する必要がある。
- 我が国の保有する防衛関連技術及びデュアルユース技術の他国に対する 技術レベルの高低などの位置付けを適切に把握するために、専門知識を持つ 者を海外へ派遣することも含め、国内外の大学、研究機関、企業などの技術 情報を長期的かつ包括的に収集する必要がある。
- 安全保障上重要な先端的技術について、我が国の優位制を確保するために は国内における技術基盤の維持・育成が重要であることから、他府省が推進 する国内先進技術育成施策との連携を強化するとともに、安全保障技術研究 推進制度についてもより一層拡充する必要がある。
- 機微技術の管理に係る情報を分析整理する体制の構築や関係職員のキャリアパスの整備を含め、専門的知見を有する人材を育成していくとともに、 防衛装備品の能力向上の度合等を適切に見積もることのできる能力を強化 する必要がある。
- デュアルユース技術の軍事的側面からの機微性評価について、経済産業省 を始めとする他府省と情報を共有するなど連携を図る必要がある。
- 将来の装備品において重要な構成要素となり得るデュアルユース技術を 守るためにも、国際輸出管理レジームへの関与や米国DTSA等各国の関係 機関との協力を強化していく必要がある。

- ダウングレードやリバースエンジニアリング対策の具体的方策について 検討が必要である。
- スピンオンースピンオフのサイクルを効果的・効率的に発生させる施策に ついて関係府省と連携して検討する必要がある。
- 情報保全や秘密保全に関しての枠組み等を移転先国等と整備することによる流出防止策を講ずる必要がある。また、秘密特許制度について、必要に応じ関係府省に協力するなど連携の上、検討する必要がある。

付言 さらに検討を進めるべき課題

諸外国との防衛装備・技術協力については、様々な協力が具体的に進展していく中で、新たな課題が発見され、更なる対応策が求められる性格のものであると考える。協力が急速に拡大していくに連れて、これに対応すべく防衛装備庁の体制強化を図る必要が生ずるものの、防衛装備庁の組織や定員の強化では、こうした業務に対応できる人材確保の面も含めて自ずと限界があるのではないかと考える。

一方、デュアルユース技術を中心として民・民(B to B)での協力が進んでいく可能性も考えられる。こうした協力は、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化にもつながるものであり、将来的にはこうした協力への側面支援も必要となるのではないかと考える。

このような将来の防衛装備・技術協力の進展の可能性も視野に入れつつ、検討会で白紙的に議論されたものの中から、上記の課題への対応に加えて、さらに検討を進めるべき課題について、最後に付言しておきたい。

(1) 官と民の仲立ちをする機能

○ 「装備システム」の移転に関して、将来的に防衛装備庁のキャパシティで 対応できなくなった場合や現役の自衛官活用が困難となってくる場合に備え て、官と民の仲立ちをして、情報収集や相手国の企業等との調整といった協 力案件のマネージメントや維持・整備役務の提供を行うことを目的とした新 しい外部組織について検討しておく必要があるのではないか。

- 安全保障上の意義はあるものの、リスクが高く、企業としては実施が難しい移転案件に対する出資等や、デュアルユース技術を中心とした民・民(B to B)の移転を念頭に安全保障政策上の観点から価値の見込まれる技術開発に対する出資等を行う機能についても検討する必要があるのではないか。
 - (2) 防衛装備移転による国際協力の枠組み
- 現在想定されている豪、印との協力やASEAN等への不用となった中古 装備品等の供与などの協力の他にも、相手国から様々な形で協力を求められ る場合があり得る。このため、諸外国の例を参考にしつつ、どこまで政府が 管理及び関与することができるのかについて、包括的な枠組みについて検討 が必要ではないか。
 - (3) デュアルユース技術に対する調査能力の強化
- デュアルユース技術について、調査能力を有する専門組織について検討が 必要ではないか。その際、関係省庁と連携し、防衛装備庁に設置するか、そ れ以外の組織とするかも含めた検討が必要ではないか。

「おわりに」

防衛装備・技術協力は、安全保障政策上極めて重要な意義を持っている。このため、本報告書では、防衛装備移転三原則策定以降の各国との協議状況を踏まえ、現時点において見通せる範囲について提言を行った。今後、更なる装備・技術協力の進展を受けて、本提言ではカバーしていない新しい課題が生じることは想像に難くない。今後新たに設置される防衛装備庁における業務や各国との協議も踏まえた上で、本提言について適切にレビューすることが重要である。

防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会の委員

(委 員)

大垣 尚司 立命館大学大学院 教授

奥宮 京子 田辺総合法律事務所 弁護士

齋藤 隆 防衛省 顧問

佐藤 丙午 拓殖大学 教授

◎白石 隆 政策研究大学院大学 学長

高岡 力 防衛技術協会 理事長

堤 富男 日本防衛装備工業会 理事長

村山 裕三 同志社大学大学院 教授

森本 敏 拓殖大学 特任教授

注) ◎は座長。

防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会の経過

第1回(26年12月18日)

議題:防衛装備・技術移転の現状と課題について

第2回(2月25日)

議題:第1回検討会で提示された論点と議論の方向性について

第3回(3月18日)

議題:防衛関連企業からのヒアリング

第4回(4月9日)

議題:公的金融の活用等に関するヒアリング

第5回(5月20日)

議題:安全保障貿易管理と両用技術等に関するヒアリング

第6回(7月22日)

議題:諸外国の機構・事例と検討会報告書の概要について

第7回(8月20日)

議題:検討会報告書について